

令和 8 年 9 月 9 日

お客さま各位

福岡ひびき信用金庫

各種規定の一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、令和 9 年 3 月末の手形・小切手交換業務の終了に向けた取組みの一環として、手形・小切手の最終振出期限の設定、および手形・小切手の預金入金取扱いの受付を終了するため、下記の規定を一部改定いたします。

改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

- 1. 改定日
令和 8 年 1 0 月 1 日（木）
- 2. 改定対象規定
 - (1) 普通預金規定
 - (2) 納税準備預金規定
 - (3) 貯蓄預金規定
 - (4) 通知預金規定
 - (5) 定期性預金共通規定
 - (6) 定期積金規定
- 3. 各種規定の新旧対照表は、以下のとおりです。
 - (1) 普通預金規定 (下線部分を追加)

改 定 後	改 定 前
普通預金規定 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他金融機関および当金庫の他の本支店を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	普通預金規定 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。

(2) 納税準備預金規定 (下線部分を追加)

改 定 後	改 定 前
納税準備預金規定 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他金融機関および当金庫の他の本支店を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	納税準備預金規定 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。

(3) 貯蓄預金規定 (下線部分を追加)

改 定 後	改 定 前
貯蓄預金規定 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。<u>ただし、他金融機関および当金庫の他の本支店を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	貯蓄預金規定 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。

(4) 通知預金規定 (下線部分を追加)

改 定 後	改 定 前
通知預金規定 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他金融機関および当金庫の他の本支店を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	通知預金規定 (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(5) 定期性預金共通規定 (下線部分を追加)

改 定 後	改 定 前
定期性預金共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日と	定期性預金共通規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日と

改 定 後	改 定 前
します。<u>ただし、他金融機関および当金庫 他の本支店を支払人および支払場所と する手形・小切手は受入れません。</u>	します。

(6) 定期積金規定 (下線部分を追加)

改 定 後	改 定 前
定期積金規定 (省略) 2. (証券額の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券額が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他金融機関および当金庫 他の本支店を支払人および支払場所と する手形・小切手は受入れません。</u>	定期積金規定 (省略) 2. (証券額の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券額が決済された日を払込日とします。

以上